

綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第五十八号）中一部改正

綱紀審査会及び綱紀審査手続に関する規程（会規第五十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（出席の方法等）

第二条の二 前条の場合において、委員は、災害の発生その他のやむを得ない事由により綱紀審査会の開催場所において出席することが困難なときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができる方法によって、弁護士会、弁護士会支部、弁護士会連合会その他委員長が許可した場所（以下「弁護士会等」という。）から綱紀審査会に出席することができる。ただし、弁護士会等からの出席の可否及び出席の方法については、あらかじめ委員長の許可を得なければならぬ。

2 通信機器の故障等により、映像又は音声による認識が困難となった場合、弁護士会等から出席する委員は、審査及び議決に加わることができない。

附 則

第二条の二（新設）の改正規定は、令和三年三月五日から施行する。